

## 岩手県監査委員告示第54号

包括外部監査結果の公表（平成26年岩手県監査委員告示第16号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年12月15日

岩手県監査委員 高 橋 元  
岩手県監査委員 嵯 峨 壱 朗  
岩手県監査委員 吉 田 政 司  
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

### 1 外部監査の種類

平成25年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件（テーマ）

高齢者福祉事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について

### 3 監査委員告示

平成26年3月4日付け岩手県監査委員告示第16号

### 4 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

平成25年度包括外部監査の結果に関する報告に係る措置について 平成27年11月17日

### 5 指摘事項及び措置内容

#### （1）指摘事項

ア 明るい長寿社会づくり推進事業費（補助先：公益財団法人いきいき岩手支援財団）に係る事業費の積算根拠について  
事業計画書の収支内訳によれば、公益財団法人いきいき岩手支援財団の役員（1名）の人件費全額を含めた事業費に対し補助する積算方法となっており、補助金額の積算方法として適切か疑問である。

当該役員が、本事業のみに携わっているのではなく、団体の役員として、団体の業務全般に従事していることは明らかであり、本事業の補助金をもって役員の人件費に充当するとしていることは、あくまでも事業に係る経費を補助するという当該補助金の趣旨に照らして、事業費の積算方法が不合理であり、見直すべきである。

イ 社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付事業費補助（補助先：社会福祉法人岩手県社会福祉協議会）に係る生活費加算の根拠書類の整備について

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会の修学資金貸付事業において、平成23年度貸付原資分で賄われる、平成25年からの「生活費加算」の貸付対象者として、「①貸付申請時に生活保護受給世帯の者で養成施設等に就学する者」及び「①に準ずる経済状況にある世帯の者」がある。「①に準ずる経済状況」については、証明書類等は提出義務が課されておらず、申請者が対象者に該当するか否かは、客観性をもって確認されているわけではない。

申請者の状況に応じた確認書類を添付すべきである。

ウ 健康・生きがいつくり推進事業及びボランティア活動活性化事業（実施主体：公益財団法人いきいき岩手支援財団）に係る助成金交付条件の遵守について

健康・生きがいつくり推進事業及びボランティア活動活性化事業は、「いわて保健福祉基金助成事業」としてこれら規程等の適用を受けることとなるが、助成を受けた団体が作成するパンフレットや調査報告書の一部には財団の助成金を受けている表示がなされていなかった。

助成金交付に当たり、財団は助成対象者に対し当該表示をするよう指示をしているとのことであったが、徹底されていないため改善する必要がある。

エ 公益財団法人いきいき岩手支援財団の会計処理・開示、決算体制について

（ア）賞与引当金未計上について

賞与引当金が計上されていない。

公益法人会計基準に関する実務指針（その2）によれば、賞与は、支給時の一時の費用として処理するのではなく、期末時に翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、当期の費用として引当計上することが求められている。

財団の場合、賞与支給対象期間（12月～5月）のうち、当期に帰属（12月～3月の4か月分）する支給見込額については、当期の費用として賞与引当金の計上が必要である。

(イ) 「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減及び残高」の注記について

注記事項として記載が求められている「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減及び残高」に関して、財団は「期末現在、補助金等はない」との注記を記載している。ところが、収支計算書には「明るい長寿社会づくり推進事業補助金」として10,164,000円、「介護支援専門員研修補助金」として7,239,395円の受取補助金がある。当該注記の趣旨は、期中における補助金推移を表示することにより、情報公開の実行性を確保することを目的とするものと考えられる。こうした目的に鑑みれば、期末時点の補助金残高の有無にかかわらず、期中増減を表示することが必要である。

(ウ) 附属明細書未作成について

附属明細書が作成されていない。

附属明細書を作成すべきである。注記に記載することで附属明細書への記載を省略する場合であっても、附属明細書を作成したうえで、注記に記載している旨の記載をする必要がある。

(2) 措置内容

ア 明るい長寿社会づくり推進事業費（補助先：公益財団法人いきいき岩手支援財団）に係る事業費の積算根拠について  
人件費について、平成26年度から当該事業に直接従事する職員分を積算する方法に改めた。

イ 社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付事業費補助（補助先：社会福祉法人岩手県社会福祉協議会）に係る生活費加算の根拠書類の整備について

確認書類について、内規及び修学資金制度の手引きに明確化することとした。

ウ 健康・生きがいがづくり推進事業及びボランティア活動活性化事業（実施主体：公益財団法人いきいき岩手支援財団）に係る助成金交付条件の遵守について

助成金を受けている旨の表示について、交付決定時の留意事項として助成対象者に示すほか、申請書等の様式にも記載することとした。また、実績報告の際に表示について確認することとした。

エ 公益財団法人いきいき岩手支援財団の会計処理・開示、決算体制について

(ア) 賞与引当金未計上について

賞与引当金について、平成25年度決算書類から計上することとした。

(イ) 「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減及び残高」の注記について

注記事項について、平成25年度決算書類から補助金の増減内訳を表示することとした。

(ウ) 附属明細書未作成について

附属明細書について、平成25年度決算書類から作成することとした。